

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

現在、政府・与党では、永住外国人に対して地方参政権を付与する法案の成立を図るという動きがある。

日本国憲法第 15 条では、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、第 93 条第 2 項で「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定している。そして、この「住民」の解釈として、平成 7 年 2 月 28 日の最高裁判例は、「地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、我が国に在留する外国人に対して、選挙の権利を保障したものということはできない」としている。したがって、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の長及び議会の議員の選挙権を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

一方、国籍法第 4 条では、「外国人は、帰化によって、日本国籍を取得することができる。」と規定され、永住外国人が法に基づく参政権を取得するためには、国籍法に定める帰化によるべきものと考ええる。

よって、国においては、永住外国人への地方参政権付与の法制化をすることのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 24 日

千葉県山武市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
法務大臣	様
外務大臣	様